

福岡市教育委員会は、これまで看護師や保護者に限ってきた特別支援学校における医療的ケア（医ケア）を教員に拡大する方針を固めた。危険性の低い口腔内の痰吸引は、対象児童生徒を指導する全教員に原則義務付ける。教員に医ケアを認める地域は多いが、対象教員全員に義務付けるのは全国的に珍しいという。看護師の指導の下、教員を医ケアの担い手に加えることで安全性を高める狙いだ。2018年度の実施を目指す。専門家は「医ケアを教員に必要な技能の一つと定める大転換だ」と話す。【この面へ「読み解く」】

福岡市の特別支援学校

医ケアは、痰の吸引や音定していたが、残る知的学を使った栄養注入（経管栄養）校3校には4月まで看護師の養）など、生活する上で白がなくなつたため、保護者常的に必要な医療行為。が校内に付随して医ケアを市立の特別支援学校では8行っていた。校のうち5校に医ケアが市教委が新たに策定した

医療的ケア教員に義務化

必要な児童生徒38人がいる。医ケアの新指針では「保護者の臨時学校での特権を求めるとは妥当と言えない」と転換し、知的学校3校にも5月から1人ずつ看護師が実施を看護師に限る。看護師を配置した。一方、危険性の低い口の中での痰吸引は、直接指導する教員全てが医ケアを行うのに必要な研修を修了するものとし、「実施できる能力を持つことが望ましい」

18年度実施 痰吸引を研修

した。気管内の痰吸引や経管栄養は原則として看護師が行う。医ケアに詳しい福岡女子大学の猪狩恵美子教授は「全教員が研修を受けて必

医療的ケア(医ケア)

痰(たん)の吸引や音を使った栄養注入(経管栄養)など日常生活を送る上で必要な医療行為。医師や看護師、家族にしか認められていなかったが、2012年の介護保険法改正で、教員や介護職員も一定の研修を受ければ「認定特定行為業務従事者」として実施が可能となった。①口腔(こうくう)内の痰吸引②鼻腔(びくう)内の痰吸引③気管カニューレ(挿入される管の一種)内の痰吸引④胃ろう、腸ろうによる経管栄養⑤鼻からの経管栄養が特定行為とされる。

【川口多子】

